

国民年金第3号被保険者届 手続連絡票

下記、**太枠内**を記入し、国民年金第3号被保険者届、配偶者の年金手帳(の写し)と一緒に提出ください。

従業員番号		氏名	
所属		内線番号	

申請理由に○をつけ、その日付を記入してください。 ※は記入しないでください。

1. 扶養することになった場合

申請理由	日付	※
入社	入社日	平成・令和 年 月 日
婚姻	婚姻の日	平成・令和 年 月 日
配偶者の離職	退職日の翌日	平成・令和 年 月 日
配偶者の所得減少	所得減少発生日	平成・令和 年 月 日
失業給付受給終了	失業給付受給満了日の翌日	平成・令和 年 月 日
出産手当金受給終了	出産手当金受給満了日の翌日	平成・令和 年 月 日
その他 ()		平成・令和 年 月 日

2. 扶養しなくなった場合

申請理由	日付	※
配偶者の死亡	死亡日	平成・令和 年 月 日
配偶者の収入増★	収入増発生日	平成・令和 年 月 日
離婚	離婚した日	平成・令和 年 月 日

★:「配偶者の収入増」のうち、配偶者自身が就職などにより厚生年金に加入した場合は、届出は不要

※ 健保認定日又は削除日 平成・令和 年 月 日

※ 第3号認定日又は非該当日 平成・令和 年 月 日

提出前に確認を！

- 配偶者の年齢が20歳未満又は60歳以上の方は、提出が不要です。
- 『扶養しなくなった場合』に届出が必要なのは、下記①～③の場合です。

① 配偶者が死亡したとき

② 配偶者の収入が増えて、扶養から外れたとき

※但し、配偶者自身が就職等により厚生年金に加入した場合は、その事実を日本年金機構において確認できるため、届出は不要です。

③ 離婚したとき

- すみやかに提出ください。

最終窓口(ウェルサポート給与部)に申請書類が到着した日が、取得の事由が起こった日から、1ヶ月以上経過してしまうと、その事由を証明するための書類を提出いただく必要があります。

(住民票、退職証明書、雇用契約書、雇用保険受給資格者証等)

【提出経路】

申請者 → 事業部総務(CO刈谷はWS給与部) → 健康保険組合(内線:70-4611) → ウェルサポート給与部(内線:70-2564)